

四日市市なや学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第32号

四日市市なや学習センター条例の一部を改正する条例

四日市市なや学習センター条例（平成11年四日市市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>（センターの管理）</u></p> <p><u>第4条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>（指定管理者の業務の範囲）</u></p> <p><u>第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）次条に規定する使用許可、第11条に規定する特別の設備の設置許可、第12条に規定する使用許可の取消し、第13条に規定する入場の制限その他使用許可に関する業務</u></p> <p><u>（2）第7条に規定する利用料金の徴収、第8条に規定する利用料金の減免、第9条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務</u></p> <p><u>（3）施設等の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>（4）前3号に掲げるもののほか、第3条に規定するセンター事業に関して</u></p>

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとするものは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しないものとする。

(1)から(4)まで (略)

3 市長は、第1項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第5条 センターを使用しようとするものは、許可の際使用料を納付しなければならない。ただし、別に規則で定める基準に従い、市長が特別の理由があると認めるときは、許可後に納付することができる。

2 前項に定める使用料の額は、別表に定める額とする。

市長が必要と認めた業務

2 指定管理者が業務を行う区域は、別に定める区域とする。

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しないものとする。

(1)から(4)まで (略)

3 指定管理者は、第1項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第7条 センターを使用しようとするものは、許可の際利用料金を納付しなければならない。ただし、別に規則で定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、許可後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、別に規則で定める基準に従い、使用料を免除し、又は一部を減額することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。
ただし、市長は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

第8条 (略)

(特別の設備)

第9条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1)から(4)まで (略)

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることがで

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、利用料金を免除し、又は一部を減額することができる。

(利用料金の還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

第10条 (略)

(特別の設備)

第11条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1)から(4)まで (略)

(入場の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずるこ

きる。

(1)から(4)まで (略)

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は第10条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

第13条 (略)

(管理の代行等)

第14条 市長は、センターを管理上必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの (以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実にセンターを管理しなければならない。

(1) 第4条に規定する使用許可、第9条に規定する特別の設備の設置許可、第10条に規定する使用許可の取消し、第11条に規定する入場の制限その他使用許可に関する業務

(2) 第5条に規定する使用料の徴収、第6条に規定する使用料の免除、第

とができる。

(1)から(4)まで (略)

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は第12条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

第15条 (略)

7条に規定する使用料の還付その他
使用料に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、第3
条に規定するセンター事業に関して
市長が必要と認めた業務

3 第1項の規定により指定管理者に管
理を行わせる場合において、指定管理
者が業務を行う区域は、別に定める区
域とする。

4 第1項の規定により指定管理者に管
理を行わせる場合における第4条から
第7条まで、第9条から第11条まで
及び別表の規定の適用については、第
4条中「市長」とあるのは「指定管理
者」と、第5条中「使用料」とあるの
は「利用料金」と、同条第2項中「市
長」とあるのは「指定管理者」と、
「別表に定める額」とあるのは「別表
に定める額の範囲内において、指定管
理者があらかじめ市長の承認を得て定
める額」と、第6条及び第7条中「市
長」とあるのは「指定管理者」と、
「使用料」とあるのは「利用料金」
と、第9条から第11条までの規定中
「市長」とあるのは「指定管理者」
と、別表中「基本使用料」とあるの
は、「基本利用料金の上限額」と、別
表の備考中「使用料」とあるのは「利
用料金」と、「各時間帯使用料」とあ
るのは「各時間帯利用料金」と、「延
長使用料」とあるのは「延長利用料

金」とする。

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第15条 (略)

第16条 (略)

改正後

別表 (第5条関係)

区分	基本使用料				
	午前	午後	夜間	全日	延長
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	(一時間につき)
(略)					

備考

- (1) 午前・午後使用は午前の開始時間から午後の終了時間まで、午後・夜間使用は午後の開始時間から夜間の終了時間までの時間とし、その使用料は各時間帯使用料の合計額とする。
- (2) 使用許可時間には、使用のための準備及び原状回復に要する時間を含むものとし、使用許可時間を延長する場合の使用料は一時間につき、上記の延長使用料の額を加算した額とする。
- (3) 会議室及び音楽室の利用者が、営利事業を目的とするものである場合（第4条第2項第3号に該当する場合を除く。）又は受講料、資料代その他これらに類するものを徴収する場合の使用料は、上記の基本使用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。

改正前

別表 (第7条関係)

区分	基本利用料金の上限額
----	------------

	午前	午後	夜間	全日	延長
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	(一時間につき)
(略)					

備考

- (1) 午前・午後使用は午前の開始時間から午後の終了時間まで、午後・夜間使用は午後の開始時間から夜間の終了時間までの時間とし、その利用料金は各時間帯利用料金の合計額とする。
- (2) 使用許可時間には、使用のための準備及び原状回復に要する時間を含むものとし、使用許可時間を延長する場合の利用料金は一時間につき、上記の延長利用料金の額を加算した額とする。
- (3) 会議室及び音楽室の利用者が、営利事業を目的とするものである場合（第 6 条第 2 項第 3 号に該当する場合を除く。）又は受講料、資料代その他これらに類するものを徴収する場合の利用料金は、上記の基本利用料金に 100 分の 200 を乗じて得た額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の四日市市なや学習センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のなや学習センター条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 新条例第 5 条及び別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(市民生活部市民協働安全課)